

藤井寺市子ども・子育て支援事業計画の作成にあたって

1. 作成にあたっての留意事項

- (1) 子ども・子育て支援法の基本理念及び国が定める「基本指針」を踏まえる。
- (2) 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等の現在の利用状況＋利用希望(需要)及び子どもと家庭を取り巻く環境等を把握し、考慮する。
- (3) 藤井寺市次世代育成支援行動計画「後期計画」の進捗状況を考慮する。

2. 事業計画のイメージ

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援等の需給計画
(計画は全都道府県及び全市町村が作成する。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要(就学前と小学生の子どもの保護者)

需要の調査・把握(現在の利用状況＋利用希望)

ニーズ調査
を実施

藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)
※幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の施設・サービスの利用状況＋利用希望)
及びその「確保方策」(内容＋実施時期)等を掲載

計画的な整備体制を図る

教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

給付・事業の対象

【給付 子ども・子育て支援給付】

認定こども園、幼稚園、保育所、
小規模保育、家庭的保育 等

【事業 地域子ども・子育て支援事業】

利用者支援、時間外保育事業、放課後
児童健全育成事業、子育て短期支援事
業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援
訪問事業、地域子育て支援拠点事業、
一時預かり事業、病児保育事業 等

3. 事業計画の作成に関する基本的記載事項

(1) 教育・保育提供区域の設定

- ・「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定。
- ・「教育・保育提供区域」設定の趣旨及び内容、各区域の状況等を定める。
- ・市内全域、隣接小学校区をあわせて鉄道や幹線道路で分区などを想定。
- ・地域の実情に応じて、「認定区分」や「地域子ども・子育て支援事業」ごとに設定することが可能。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- ・市全域及び(1)の教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。
- ・市内に居住する子どもについて、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定。
- ・保育の必要性の認定区分ごとに設定することが基本。なお、保育の必要量については、長時間認定と短時間認定の2区分となる。

(認定区分 — 定義)

- 1号認定 — 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- 2号認定 — 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 3号認定 — 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(3) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定める。
- ・現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえた上で設定。

(イメージ)

A区域	1年目			2年目			3年目			...
	1号 <small>(3-5歳教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5歳保育の必要性あり)</small>	3号 <small>(0-2歳保育の必要性あり)</small>	1号 <small>(3-5歳教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5歳保育の必要性あり)</small>	3号 <small>(0-2歳保育の必要性あり)</small>	1号 <small>(3-5歳教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5歳保育の必要性あり)</small>	3号 <small>(0-2歳保育の必要性あり)</small>	...
① 量の見込(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...
② 確保の内容										
認定子ども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	...
地域型保育事業			20人			30人			50人	...
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	...

(4) 地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み

・原則として、(2)と同様に設定。以下該当事業一覧。

- 地域子育て支援拠点事業 ○妊婦健診 ○乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 子育て短期支援事業 ○ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり ○延長保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○放課後児童クラブ

・利用希望把握調査(アンケート調査)及び各種統計資料等を把握、勘案して、「量の見込み」を算出し、計画期間内における「目標事業量」を設定する。

(5) 実施しようとする地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

・原則として、(3)と同様に設定

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)	...
①量の見込み	100人(3か所)	100人(3か所)	100人(3か所)	...
②確保の内容	100人(3か所)	100人(3か所)	100人(3か所)	...
②-①	0	0	0	...

放課後児童クラブ	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)	...
①量の見込み	450人(9か所)	450人(9か所)	450人(9か所)	...
②確保の内容	350人(9か所)	400人(9か所)	450人(9か所)	...
②-①	▲100人(9か所)	▲50人(9か所)	0	...

・
・ ※事業ごとに記載。
・

(6) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方
- ・幼稚園教諭と保育士の研修に対する支援等に関する事項
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割とその必要性等に係わる基本的な考え方及びその推進方策
- ・幼稚園、保育所と小学校(幼・保・小連携)との円滑な接続の取組の推進 ほか